



社会福祉制度(ストーマ装具)のご案内

オストメイトの方は、身体障害者福祉法による障害等級に該当する場合、身体障害者手帳を取得することができ、日常生活用具(ストーマ装具)の給付を受けることができます。

※所得により日常生活用具の給付が受けられない場合がございます。

■ストーマ装具を受け取るまでの流れ

01 障害者手帳の申請

ストーマ装具の給付を受ける為には、必ず必要です。

- ・永久造設のストーマに限ります。
- ・各市区町村の福祉課窓口へ。

02 ストーマ装具の申請手続き

障害者手帳が交付されたら

- ・各市区町村の福祉窓口へ。
- ・持参するもの身体障害者手帳・印鑑。

03 見積書作成

- ・当社へ見積書のご依頼をお願いします。
- ・各市区町村により異なりますが、最大半年間の御見積書を作成いたします。

04 給付券の交付

- ・各市区町村より自宅へ決定通知書及び給付券が郵送されます。

05 給付券と引換えにて、ストーマ装具をご購入いただけます

- ・自己負担金、超過金は当社へお支払いください

※ここで説明させていただきましたストーマ装具を受け取るまでの流れは各市区町村により若干異なりますので、詳しくは福祉課窓口へお尋ねください。

※お住まいの地域により福祉制度を当社でご利用できない場合がございます。

YAYOI
Corporation

(株)やよい 物流センター
〒671-0223 兵庫県姫路市別所町北宿1025番2
TEL.079-253-6644 FAX.079-253-7799
営業時間:9:00~17:00(土日祝休)